

ふじマイスター

たくみびと

「匠人」

認定

次代に技術・技能を伝承するその道の名人、ふじマイスター「匠人」。今年度は、日本茶インストラクターの渡邊榮一さんと、土木施工管理技士の藤野伸二さんが認定されました。※マイスターとは、ドイツ語で「親方、名人」を意味します。

日本茶インストラクター

わたなべ えいち
渡邊 榮一さん (中央町2)



称号授与式



渡邊さんは、平成12年に日本茶インストラクターの資格を1期生として取得し、世の中の動向や新しい視点を取り入れたユーモアのある講座を行ってきました。講座やお茶会、呈茶などで使用する道具は、ほとんどが手づくりで斬新なアイデアを盛り込んでおり、平成16年には携帯茶器セットコンテストで優秀賞を受賞しています。

茶の審査、ブレンドにおいては、「鮮度のよさ・おいしさ・安さ」を重視した独自の配合を行っています。

問い合わせ／商業労政課

☎(55)2778 ☎(55)2971

土木施工管理技士
ふじの しんじ
藤野 伸二さん (鈴川東町)



藤野さんは、約30年間、官公庁や民間の土木工事に従事し施工管理・安全管理の業務を行ってきました。1級土木施工管理技士として、効率的な施工計画を作成し、現場における最適な工事管理、安全管理など、工事施工の技術に優れており、多くの表彰の経験があります。特に安全管理においては、いち早くフェンスバリケードに点滅灯を設置するなど、通行者の目線に立った現場管理を行っています。

称号授与式▶



知って得する!

国民年金
あれこれ

追納して年金額を ふやしましょう!



過去10年以内の免除・納付猶予期間の国民年金保険料は、後から納めること(追納)で、将来受け取る年金額をふやすことができます。

■保険料を追納するメリット

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)を増額することができます。

■追納の対象になる期間

過去10年以内における国民年金保険料が免除(全額免除・一部免除・法定免除)または納付猶予(学生納付特例を含む)されている期間
※一部免除(4分の1・半額・4分の3免除)期間は、納付をした期間のみ対象。

注意

- 平成27年度以前の保険料には、当時の保険料に一定の加算額がつきます。
- 保険料は、最も古い分から納めていただきます。
- 既に老齢基礎年金を受け取っている人は追納することができません。

後納制度で年金の受給資格を取得!

過去5年以内の納め忘れた国民年金保険料は、後納制度を利用することで納めることができます。保険料を納めることで、年金額の増額や年金の受給資格を得られる可能性があります。

※後納制度は平成30年9月30日で終了します。終了までに保険料を納めないと年金記録に反映されません。

後納制度について詳しくは、『ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003004)』にお問い合わせください。

問い合わせ／富士年金事務所 ☎(61)1900 ☎(64)5411

☎http://www.nenkin.go.jp

国民年金課 国民年金担当 (市役所3階)

☎(55)2755 ☎(51)2521